

(証券コード 3471)

2021年10月11日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目8番7号  
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人  
執行役員 磯 辺 真 幸

## 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。当日ご来場いただかなくとも、書面によって議決権を行使することができますので、その場合には、お手数ですが後記投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2021年10月26日（火曜日）午後5時30分までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人規約第14条第1項において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨、また、同条第2項において「前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する」旨を定めております。

従いまして、当日ご出席になれず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2021年10月27日（水曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号  
Otemachi One 三井物産ビル 4 階  
「大手町三井カンファレンス」Room7.8

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「第4回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えの無いようお願い申し上げます。

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件  
第2号議案 執行役員1名選任の件  
第3号議案 補欠執行役員2名選任の件  
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」ですが、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様への安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年7月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、インターネット上の本投資法人のホームページ（※）のIR情報のページにてご覧いただくことができます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本招集ご通知を発出した日から本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、本投資法人のホームページ（※）に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更等を本投資法人のホームページ（※）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 本投資主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本投資主総会に係る決議の結果は、本投資法人のホームページ（※）のIR情報のページに投資主総会決議ご通知として掲載いたします。
- ※ 本投資法人のホームページ <https://www.mflp-r.co.jp/>

## 新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様  
の安全の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定  
しております。投資主の皆様におかれましてはご理解及びご協力を賜り  
ますようお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできます。投資主の皆様の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投資主の皆様におかれましては、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。
- 投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、ご自身の健康状態、開催日時点の新型コロナウイルス感染症の感染状況や行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方などにおかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、感染防止対策の一環として、投資主様のお席並びに本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であるため、例年に比べて少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- ご来場の投資主様におかれましては、会場受付での体温測定へのご協力をお願い申し上げます。測定時に発熱が認められる投資主様や咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただき、ご入場をお断りし、又はご退席いただく場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- 本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題ないことを確認の上、原則としてマスクを着用した状態で対応をさせていただきますことを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
- 本投資法人の資産運用会社である三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年7月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、インターネット上の本投資法人のホームページ（※）のIR情報のページにてご覧いただくことができます。
- 上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ（※）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

※本投資法人のホームページ <https://www.mflp-r.co.jp/>

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 時価の算定に関する会計基準の適用及び金融商品に関する会計基準が改正されたことに伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです。（変更案 第33条第1項第(6)号及び同第(9)号）
- (2) 暦年表記について和暦表記から西暦表記に変更を行うほか所要の変更を行うものです。（変更案 第9条第3項、第15条第1項及び制定・改定履歴）

## 2. 変更の内容

以下のとおり、規約の一部変更を行うものです。

(下線部は変更箇所を示します)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第33条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>(1)～(5) (記載省略)</p> <p>(6) 有価証券(第29条第1項第(3)号、第2項第(1)号③から⑦、⑨、⑩、⑫、⑬及び⑭に定めるもの。)</p> <p>当該有価証券が満期保有目的の債券の場合には取得原価で評価する。ただし、当該債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは償却原価法に基づいて算定された価額とする。また、当該有価証券が子会社株式及び関連会社株式の場合には、取得原価で評価する。なお、当該有価証券がその他有価証券の場合、<u>市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額(金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。)</u>とする。<u>市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。</u></p> <p>(7)～(8) (記載省略)</p>	<p>第33条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 有価証券(第29条第1項第(3)号、第2項第(1)号③から⑦、⑨、⑩、⑫、⑬及び⑭に定めるもの。)</p> <p>当該有価証券が満期保有目的の債券の場合には取得原価で評価する。ただし、当該債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは償却原価法に基づいて算定された価額とする。また、当該有価証券が子会社株式及び関連会社株式の場合には、取得原価で評価する。なお、当該有価証券がその他有価証券に分類される場合には、<u>時価をもって評価する。市場価格のない株式等は、取得原価で評価するものとする。</u></p> <p>(7)～(8) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第29条第2項第(2)号に定めるもの。）</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u>  <u>当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u>  <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>③ <u>我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、上記①及び②にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとし、また、外貨建取引等会計処理基準において為替予約等で振当処理の要件を充足するものについては振当処理を適用できるものとする。</u></p>	<p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第29条第2項第(2)号に定めるもの。）</p> <p>① <u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>② <u>我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとし、また、外貨建取引等会計処理基準において為替予約等で振当処理の要件を充足するものについては振当処理を適用できるものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(10)～(11) (記載省略)</p> <p>2. ～3. (記載省略)</p>	<p>(10)～(11) (現行どおり)</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>
<p>第9条 (招集)</p> <p>1. ～2. (記載省略)</p> <p>3. 本投資法人は、平成31年10月8日及び同日以後遅滞なく投資主総会を招集し、以後、隔年ごとの10月8日及び同日以後遅滞なく投資主総会を招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p>	<p>第9条 (招集)</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. 本投資法人は、2019年10月8日及び同日以後遅滞なく投資主総会を招集し、以後、隔年ごとの10月8日及び同日以後遅滞なく投資主総会を招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p>
<p>第15条 (基準日等)</p> <p>1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成31年7月末日及び以後隔年ごとの7月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p> <p>2. ～4. (記載省略)</p>	<p>第15条 (基準日等)</p> <p>1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、2019年7月末日及び以後隔年ごとの7月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p> <p>2. ～4. (現行どおり)</p>
<p>制定・改定履歴</p> <p>制定 平成28年2月24日</p> <p>改定 平成28年6月6日</p> <p>改定 平成29年10月30日</p> <p>(新設)</p>	<p>制定・改定履歴</p> <p>制定 2016年2月24日</p> <p>改定 2016年6月6日</p> <p>改定 2017年10月30日</p> <p>改定 2021年10月27日</p>



## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員磯辺真幸は、2021年10月31日をもって任期満了となりますので、2021年11月1日付で、執行役員1名の選任をお願いするものであります。

本議案において選任する執行役員の任期は、規約第17条第2項の定めにより、2021年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2021年9月14日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
あさい ひろし 浅井 裕史 (1952年11月23日)	1976年4月 三井不動産株式会社 入社
	1999年4月 同社 不動産証券化推進室長
	2003年4月 同社 経理部長
	2005年4月 同社 執行役員 経理部長
	2008年4月 同社 グループ執行役員兼 三井不動産投資顧問株式会社 出向 代表取締役社長
	2009年4月 三井不動産株式会社 グループ上席執行役員兼 三井不動産投資顧問株式会社 代表取締役社長
	2011年4月 三井不動産株式会社 常務執行役員
	2011年6月 同社 常務取締役 常務執行役員
	2013年4月 同社 取締役 常務執行役員
	2015年4月 同社 取締役
2015年6月 同社 常任監査役	
2019年6月 同社 顧問	

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を6口所有しております。
- ・ 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます）第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、株主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。執行役員候補者浅井裕史は、執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年11月1日付で、補欠執行役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第17条第3項の定めにより、被補欠者である第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、本議案は、2021年9月14日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、吉田幸男を第一順位、柴田守郎を第二順位とします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
1	よしだ ゆきお 吉田 幸男 (1961年5月12日)	1986年4月 三井不動産株式会社 入社 2005年4月 同社 ビルディング事業企画部 営業企画グループ長 2011年4月 三井不動産アメリカ株式会社 出向 President & CEO 2015年4月 三井不動産株式会社 ビルディング事業二部長 2020年4月 三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社 出向 代表取締役社長（現任）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
2	しばた もりお 柴田 守郎 (1965年11月6日)	1988年4月 三井不動産株式会社 入社 2005年7月 株式会社三井不動産アコモデーションファ ンドマネジメント 出向 取締役財務本部長 2012年4月 三井不動産株式会社 経理部 財務グループ グループ長 2016年4月 日本ビルファンドマネジメント株式会社 出向 取締役投資本部長 2021年4月 三井不動産ロジスティクスリートマネジメ ント株式会社 出向 取締役投資運用本部長 (現任)

- ・ 上記各補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記各補欠執行役員候補者は、それぞれ、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社の代表取締役社長及び取締役投資運用本部長です。
- ・ 上記各補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・ 補欠執行役員の選任の効力については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、株主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。補欠執行役員候補者吉田幸男及び柴田守郎は、執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員豊島忠夫及び後藤出の2名は、2021年10月31日をもって任期満了となりますので、2021年11月1日付で、監督役員2名の選任をお願いするものであります。

本議案において選任する監督役員の任期は、規約第17条第2項の定めにより、2021年11月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 及び本投資法人における地位
1	ごとう いずる 後藤 出 (1957年11月7日)	1986年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1986年4月 ファーネス・佐藤・石澤法律事務所 1989年11月 田中・高橋法律事務所 1993年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2001年5月 ユーワパートナーズ法律事務所（現 シティユーワ法律事務所）（現任） 2016年3月 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 監督役員（現任） 2016年6月 飛島建設株式会社 監査役（非常勤） 2020年5月 一般社団法人日本暗号資産取引業協会 法務部長（非常勤）（現任）
2	おおさわ えいこ 大澤 栄子 (1963年2月27日)	1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人） 1993年6月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 1993年8月 公認会計士登録 2005年8月 企業会計基準委員会 出向 専門研究員 2006年10月 国際会計基準審議会 出向 客員研究員 2008年7月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） パートナー 2021年7月 大澤公認会計士事務所 代表（現任）

- ・上記各監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者後藤出は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、株主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。監督役員候補者後藤出は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。監督役員候補者後藤出及び監督役員候補者大澤栄子は、監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 参考事項

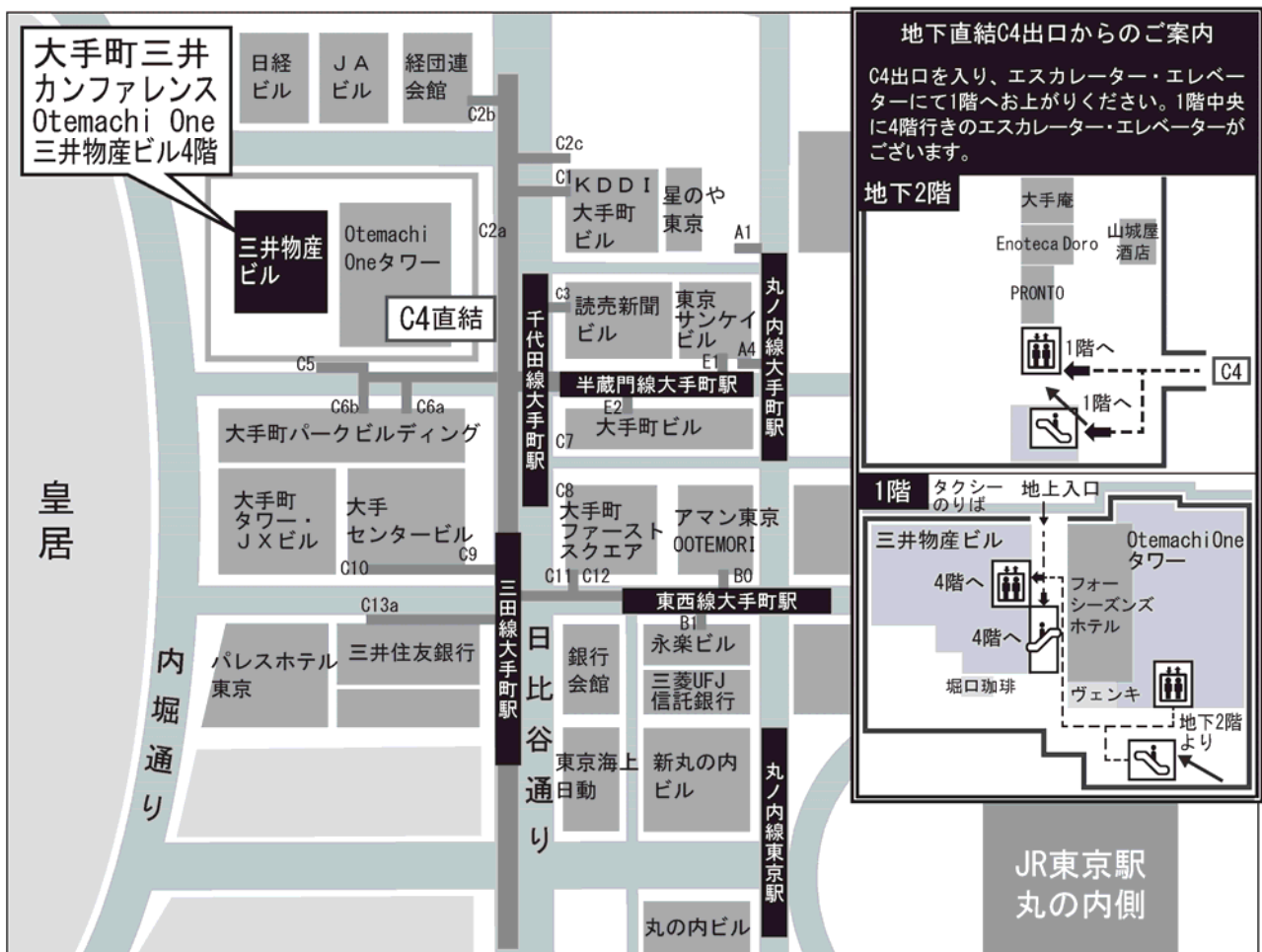
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれも、本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記第1号議案から第4号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

## 第4回投資主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目2番1号  
 Otemachi One 三井物産ビル4階  
 「大手町三井カンファレンス」Room7.8  
 TEL：03-5220-6906（代表）



（交通）「大手町駅」C4又はC5出口直結、C2a出口正面

（東京メトロ丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営三田線）

なお、当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮  
 くださいますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は上記ご案内図をご参照のう  
 え、お間違えの無いようお願い申し上げます。